

競争入札等にかかる建設業者等の入札参加資格停止について

このたび、下記のとおり守山市入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

記

1 入札参加資格停止措置業者

株式会社府録組

滋賀県守山市播磨田町三ノ坪30番地の27

2 入札参加資格停止措置期間

令和7年5月22日から令和7年8月21日まで（3月間）

3 入札参加資格停止理由

令和6年7月22日付で本市と契約を締結した「令和6年度 守施整工第7号 守山市新庁舎2次外構整備工事」において、建設業法に定める特定建設業の許可を得ていないにもかかわらず同法施行令第2条に定める金額以上の下請契約を締結したとして、建設業の許可権者である滋賀県より、令和7年5月12日付けで「指示処分」を受けたため。

4 根拠基準

守山市建設工事等入札参加資格停止基準第3条

別表第2第9項第1号エに該当（建設業法または業務関連法令違反行為）

「市の発注する工事において、建設業法または業務関連法令の規定に違反し、指示処分を受けたとき。（3月）」